

総行選第11号  
平成28年2月3日

各都道府県知事 殿  
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成28年法律第8号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法の改正は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改めること等を目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

また、今回の公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿システムの改修等の対応が必要になると見込まれるところであり、市町村の選挙管理委員会において遺漏なく対応されるようお願いいたします。なお、選挙人名簿システムの改修等に関する事項については、別途通知します。

## 記

### 第1 その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録及び表示に関する事項

- 1 選挙人名簿の登録は、改正法による改正前の公職選挙法第21条の規定により登録されることとなる者のほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。）をいう。以下同じ。）の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものについても、行うものとされたこと（新法第21条第2項関係）。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、1に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿にその旨を表示しなければならないものとされたこと（新法第27条第2項関係）。

### 第2 同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定

日本国民たる年齢満18年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が3箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすものとされたこと（新法第9条第6項関係）。

### 第3 施行期日及び適用区分に関する事項

- 1 改正法は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）の施行の日（平成28年6月19日）から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法第9条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以

後にその期日を告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。

- 3 新法第21条及び第27条第2項の規定は、新法第22条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日（選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。）が施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙のうちその期日の公示の日が早いものを行う場合の同条第2項の規定による選挙人名簿の登録（以下「次回の国政選挙に係る登録」という。）に係る基準日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日が次回の国政選挙に係る登録に係る基準日前であるものについては、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。